

## 技能実習3号（一時帰国期間2か月まで）取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年9月の規則改正により、技能実習3号移行時における一時帰国要件（一時帰国1か月以上1年未満）の柔軟化に対応するため、2021年8月1日申込分より、下記の通りプランを追加させていただきます。今回の変更へのご理解を賜りますとともに、引き続き同保険をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

新プラン名：技能実習生(3号)＜一時帰国2か月まで＞

対象：技能実習3号移行後に一時帰国予定の方

保険料の改定

＜現＞保険料：保険期間

↓

＜新＞保険料：保険期間 - 2か月(一時帰国期間)※

※一時帰国期間の保険料を差し引くため、現行よりも保険料がお安くなります。

なお、一時帰国期間が2か月を超える場合については、ご加入の契約を解約し、再加入をおすすめします。

一時帰国期間2か月までの加入方法

① WebのTOP画面「技能実習生(3号)＜一時帰国2か月まで＞」を選択

② 加入依頼画面 現行と同様(一時帰国期間記載不要)

保険期間 3か月～27か月

＜ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。＞

お問い合わせ先

株式会社 国際研修サービス

〒105-0014

東京都港区芝 4-13-2 田町フロントビル 5F

TEL:03-3453-3700 FAX:03-3453-3703

以上